

世田谷区告示第157号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和8年3月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

世田谷区長 保坂展人

1 番号

45-Z192

2 区間

世田谷区喜多見五丁目2963番1地先無番から2939番5地先無番まで

3 廃止の期日

令和8年3月17日

# 案内図

	廃止する区管理水路
---	-----------

街区	喜多見五丁目24番
----	-----------

